

令和 7 年度版 国民年金ハンドブック 追補・訂正

追補

<障害基礎年金の支給停止の所得限度額の変更>

【130 頁】

令和 7 年 7 月 4 日に公布された政令第 253 号により、20 歳前傷病による障害基礎年金の支給停止の所得限度額が令和 7 年 10 月 1 日から以下のように変更となります。

全額支給停止の場合の所得限度額は 4,721,000 円が 4,794,000 円に引き上げられ、半額支給停止の場合の所得限度額は 3,704,000 円が 3,761,000 円に引き上げられます。

これに伴い、令和 7 年度の受給権者の所得限度額の表は、次のように変更となります。

●令和7年度の受給権者の所得制限(表4-3)

(単位:円)

扶養親族の数		0人	1人	2人	3人	4人
全額 支給 停止	所得限度額	4,794,000	5,174,000	5,554,000	5,934,000	6,314,000
一部 支給 停止	所得限度額	3,761,000	4,141,000	4,521,000	4,901,000	5,281,000

訂正

<新法年金受給者の主な手続 *部分>

【231 頁】

誤:ただし次の①～⑤の人については、これまでどおり提出が必要です。①年金の支給決定を受けて1年未満のとき、②年金の全部が支給停止となっているとき、③支給停止となっていた年金が受けられるようになって1年未満のとき、④障害年金の受給者で障害の程度が変わり年金額が変わって1年未満のとき、⑤住民基本台帳ネットワークを活用して生存が確認できるとき。

正:次の①～⑤の人については、現況届を出す必要がないため送られてきません。(以下略)